

文化資源活用推進事業 事業概要

1. 事業の目的

- 各地域が誇る様々な文化観光資源の体系的な創成・展開
- 国内外への戦略的広報の推進, 文化による「国家ブランディング」の強化, 「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充

2. 補助事業者

地方公共団体

3. 補助対象事業

- 地域住民や芸・産学官とともに取り組む, 地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業
- 観光インバウンドの拡充に資するもの。

◆取組例

- ・地域の音楽・踊り, 演劇の公演, ワークショップ
- ・メディア芸術や障害者芸術の展示, 地域の文化芸術資源を活用した現代アート展
- ・芸術祭, 音楽祭, 演劇祭, 映画祭, 写真展, 美術展
- ・能楽, 文楽, 歌舞伎等の伝統芸能や舞踊等の公演
- ・茶道, 華道や食文化などの生活文化の体験
- ・新国立劇場と連携して実施する公演

4. 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち, 予算の範囲内(上限1億円。補助率1/2)で補助。